

【巻頭言関連:不登校について、法、現状、問題点】

「教育機会確保法」のあらまし

- 2016 年成立、不登校の理解+多様な支援(+夜間中学)。
- 正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。3年後見直し明示
- 経過：児童の権利条約に則り、行政責務/総合的施策
 - ・不登校は増加一途～「誰にでも起きうる」(文科省通知)
 - ・その理解と学びの保障が大事。但し財政裏づけなし
- 骨格：第3条「基本理念」、「社会的自立」(×学校復帰)

- 1) 全ての児童に・・・安心して教育を受けられる学校環境
- 2) 個々の不登校状況に応じた必要な支援が行なわれる
- 3) 教育を十分に受けられるよう・・・学校の環境整備
- 4) 個人の意思を十分に尊重し・・・教育を受ける機会確保
- 5) 国、自治体、教育機会(を行う)民間団体等の密接連携

- ・第4条：国の責務～総合的施策の策定、実施
- ・第5条：自治体の責務～地域に応じた施策、実施
- ・第6条：財政措置～行政の措置を講ずるよう努める・・・

○ポイント：第13条「学校以外での学びへの支援」

- ①「休養の必要性」を明示⇒「休むこと」は必要である
- ②「学校以外の学び場」⇒カースクール(FS)・家庭等を選択
- ③「必要な情報提供」⇒子どもや親への支援

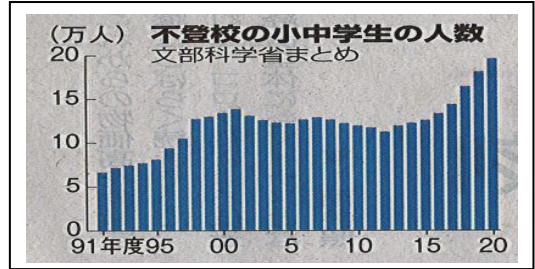
【推移と現状】

- ・理念法として成立し、教育委員会が主管。実際は具体的な施策が見えないまま。～本州では独自財源、FS委託も
- ・北海道、札幌では、(未来/福祉局以外)ほとんど手つかず
- ・状況：道内、19年7,500名、20年9,000名と急増中！

課題/問題点、

- 行政による子どもへの具体的サポートが見られない。
 - ⇒IT機器配布？ FSと連携姿勢？ 家計の財政支援？
 - 加速する状態なのに、緊急判断/積極提案が全くない。
 - ⇒学校クラス定員削減？ 教員加配？ FS組織への打診
- *今苦労している児童・親には何の支援も届いていない！
 特に一人親家庭、発達障害、帰国子女、マイノリティ・・・放置状態
 *1万近い「教育難民」にケア=制度が稼働していない現実！

【不登校の理解のために】



【記事・データから】

・少子化なのに長期高止り **13年～上昇、18年～急増**

【なぜ不登校に・・・】～文科省調査による「原因」の取り上げ方

A:一番は「無気力・不安」、次に「親子の関わり」、「人間関係」

B:コロナ禍での生活リズム乱れ、学校生活の制約、在宅で親確執

⇒Aでは学校サイドの項目多く、学校自体に問題があることが見えない。子どもが急に無気力・不安・親子問題となるというのはBではありえる。(しかしコロナ不登校は別数値)

⇒私達が把握する不登校要因。(Aはそれらの結果として表出)

・友達関係/グループ/クラス変え馴染みず担担解決なし

・学力/進度早い、苦手のケア・テスト成績評価:<学校 ↓>

・他/転校、帰国子女、真面目、発達障害(体力・親):<↓>

*私たちは「子どもに起因/問題あり」ではない立場です。

いじめ認知減 1万9145件
 不登校小中最多に
 小中学生19万人 生活の変化 因

(朝日新聞10/14 朝刊)
 (道新報類似～いじめ主体)

週末型居場所：「多様な子どもを真ん中に！」

- ＃・b 居場所は9-10月も集いながら進行です ！・b
- 本事業は昨年まで4年間はWAM助成で実施、21年度は自力型+市サポートの団体助成「ひまわりプロジェクト基金」を得ながら展開中。(＊木村さん冠基金 4.5年前に続き応援を頂く)
- ・「お家」：本スクール卒業の高校生4名が継続参加
すっきり大人ムードですが、料理・百人一首等交流
- ・「カフェ」：親子相談は専門相談員立会いで受入れ



◆9-10月のお家・高校生が定期的参加。この日も手分けして食事作り。慣れたもの・・・